

## 計画改訂について委員からいただいた意見

令和7年5月30日

計画改訂に関わる意見のみを抜粋、要約。

番号	関連項目	分野・キーワード	意見の概要
1	計画全体	広報・普及啓発 高齢者	(鳥取県老人クラブ連合会) 読書バリアフリー推進に係る普及・啓発活動として、対象となる高齢者が集まる各種団体へ出向き、対面でPRしていくのがよい。
2	計画全体	広報・普及啓発 ユニバーサル サービス	(鳥取県自閉症協会) ・読書バリアフリー推進に係る普及・啓発活動の推進について、第2期の計画ではどこで扱われるのか。法律の対象者はどこにいるのかわからない。 ・今は一般の書籍で楽しめる人もやがて大きな字の本が必要になることを考えると、図書館の取組みをいかに一般県民に伝えるのかが課題ではないか。 ・障がいの有無にかかわらず、誰もが書籍に親しめる環境が整う、県民に垣根のないサービスが提供されることを願う。
3	計画全体	広報・普及啓発 ニーズに合わせたサービスの 提供	(桑の実会) ・改訂案はこれまでの会議の内容等を反映されている。どれも息の長い内容なので、数値目標などにとらわれずに前に進んでいきたいと思う。 ・不自由を抱えている人の発信以上に、健常な人が気づいて動けるようどんどん働きかけることや、自分のこととして思えるような場を作っていくことも大切だと思う。 ・「ニーズに合わせたサービスの提供」はとても範囲が広く、寄り添う気持ちを介護者とともに行っていくなど、本当に少しずつやっていくことだと思っている。
4	計画全体	全般	(鳥取市福祉部障がい福祉課) 全体的に必要な事項は網羅されていると思うので、新たに盛り込むことが必要と思われる項目や具体的な取組はない。

番号	関連項目	分野・キーワード	意見の概要
5	計画全体	広報 高齢者 学校	<p>(鳥取県見えにくい人を考える会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書バリアフリー法の対象になる方々へ情報が届くようになってきている。今後は発達障がい、肢体不自由児・者、高齢者に対してどのように対応するのかという具体策を決めてから進めればよい。その際に、キーパーソンは誰なのか、その恩恵を受ける人との間に誰が関わるのかを明確にするか否かにより結果には大きな差が現れると思う。</li> <li>・現在までのアクセシブルな図書の利用状況を加味して、今後の推進策のデータとして利用する。</li> <li>・対象者によって、キーパーソンは誰なのか、その下の情報が流れるルートはどのようになっているか、どう当事者へ伝わるのかを明確にする必要がある。とりわけ、高齢者と、教育委員会から各学校と教師へ情報が伝わり、理解されることが重要。</li> </ul>
6	計画指標	点訳・音訳奉仕員(ボランティア)の総数	<p>(鳥取県ライトハウス点字図書館)</p> <p>現在の指標の数値は、鳥取県ライトハウスが把握しているボランティアグループに問い合わせたボランティアの人数に、毎年鳥取県ライトハウス点字図書館の点訳・朗読(音訳)ボランティア養成講習会を修了し地域のボランティアグループに入る新規ボランティアを足して報告している。ボランティアグループも高齢化に伴い、休会、退会しておられる方もあり、実際のボランティア活動者の人数と計画指標の報告数が伴っていない。再度各ボランティアグループに現在の実際の活動人数を問い合わせようと考えている。第2期計画では、純粋に新規にボランティア活動を始める方の数値ということに変更した方がよいのではないかと考えている。</p>
7	第1の柱	広報・普及啓発 資料製作・資料の充実	<p>(桑の実会)</p> <p>子どもや若い人に視覚障がいのことや点訳・音訳について知ってもらう活動を通じて、その家族や他の人にも知ってもらえるのではないかと考えている。たとえば以下のような取組はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の授業に当事者の方とボランティアと出向き、視覚障がい者の読書やアクセシブルな図書作成の方法についてなどを知ってもらう。</li> <li>・中高生の長期休みなどに、点訳・音訳を1つ仕上げってもらう。</li> </ul>

番号	関連項目	分野・キーワード	意見の概要
8	第1の柱	アクセシブルな資料の収集・充実	<p>(議長)</p> <p>・「資料の充実」の最初に「資料製作」や「製作人材」がくるのではなく、「アクセシブルな資料の収集・充実」が来るべき。大活字本・LLブック、音声デージーなどの収集(購入・ダウンロード等)から入るべきではないか。</p> <p>その意味では、第1の柱 アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上【つくる・ふやす・あつめる [コンテンツ】】という言い方も、【あつめる・つくる・ふやす】ではないか。特に、県立図書館は「つくる」がなされていないので、この順は難しいと考える。</p> <p>・資料の収集にあたる取組(ク)を前にもってくる。さらに、取組(ク)の言い方では不十分。出版情報の収集だけではなく、実際の図書館の規模に合わせた資料の収集が必要。県立、市立、町村立、学校図書館に合わせた資料の収集方針などが必要。</p>
9	第1の柱 取組(ア) (イ)	アクセシブルな書籍等の製作	<p>(議長)</p> <p>資料製作館を点字図書館のみと考えているのがおかしい。</p> <p>取組(ア)(イ)でいう「点訳・音訳ボランティアに関する」という表現は、「点訳・音訳などの資料製作を行うボランティア等に関する」と直してほしい。資料製作館を点字図書館のみを想定しているのがこのようになっていっていると思うが、資料は点訳と音訳だけではない。布絵本・マルチメディアデージー・テキストデージー・テキストデータなどの資料を製作する館も出てくるかもしれない。また、公共図書館が製作する場合は、ボランティアではなく図書館協力者になる可能性がある。</p>
10	第1の柱 取組(オ)	アクセシブルな書籍等の製作	<p>(議長)</p> <p>資料の製作を点字図書館だけに任せてよいかどうかは検討する必要がある。計画案の中にも、取組(オ)「県立図書館職員のアクセシブルな書籍製作に関する研修」の項目があったが、具体的にどんなことを考えておられるのか。</p>
11	第1の柱 取組(カ)	電子書籍のアクセシビリティ	<p>(議長)</p> <p>Epub だからといってすべてアクセシブルとは言えない。また、データがアクセシブルでも、サイトやビューアがアクセシブルでないと使えない。「アクセシブルな Epub 等、アクセシビリティに留意した電子書籍の収集・提供」にしてはどうか。</p>

番号	関連項目	分野・キーワード	意見の概要
12	第2の柱 小目標 2-(1)-②	広報 書きぶり	(議長) ・図書館は資料・情報を提供することが最も重要な仕事であり、また読書バリアフリー法でもこの資料情報を提供することが最も重要な部分だが、「小目標2-(1)-②アクセシブルな書籍、読書支援機器の提供」とあるだけで、書き方があまりにあっさりしている。また、書籍の提供と機器の提供が並列になっているのもおかしい。 ・【とどける・つなげる・ひろめる】にも疑問がある。ほとんどの当事者は、資料の存在を知らないし、郵送などのサービスも知らない。これをどうするのか。「とどける」の前に「知らせる」があり、知ってもらったら、次はどんな資料があるかを案内することが重要。
13	第2の柱 取組(タ) 第3の柱 取組(テ)(ト)	県内市町村への普及	(鳥取市福祉部障がい福祉課) 県立図書館は全国でも先進的な取組をしているので、各市町村の行政職員、福祉関係者のみならず、福祉関係事業者にも情報や取組を展開することで、県全体として読書環境のバリアフリー化が進んでいくことを期待する。
14	第2の柱 2-(3)-① 取組(セ)	県内市町村への普及と策定支援	(倉吉市立図書館) 計画策定を行うことにより、アクセシブルな書籍等の充実のために国庫補助等の財政支援が受けられるため、市町村立図書館の読書バリアフリー計画策定への支援(または働きかけ)がいただけるとありがたい。
15	第2の柱 小目標 2-(3)-① 取組(セ) 小目標 2-(4)-②	広報・普及啓発	(議長) 市町村教育委員会だけでなく、福祉施設、障がい者団体等への周知や「りんごの棚」などによる広く市民への周知も必要ではないか。
16	第2の柱 取組(シ)	用語 用語解説	(議長) 「サピエ」という書き方と「サピエ図書館」という書き方があるので、表記を統一してほしい。国立国会図書館の方は「みなサーチ」でよいのではないか。どこかの章の末尾に、「サピエ図書館」「みなサーチ」の簡単な用語解説をつけるとよい。
17	第2の柱 取組(ヌ)	用語	(議長) 「普通学校」という表現は違和感がある。「市町村立の小中学校」「地域の学校」などを検討してほしい。

番号	関連項目	分野・キーワード	意見の概要
18	第3の柱 小目標 3-(2)-① 取組(二)	機器操作の 習得支援	<p>(議長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々人に合わせた機器操作の習得支援が重要だが、それはどこが行うのか。</li> <li>・図書館が来館利用者に行うためには、「職員が機器を知り、その操作を学び、利用者に教える」ということが必要になる。</li> <li>・自宅に向いての個別支援を誰が行うのか。ICTサポートセンターなどがあるのか、また自宅支援までやっているのか。文中の「視覚障がい者支援センター」がそれに該当するのか。それがない場合は、残念ながら、パソコンボランティアなどのボランティアに頼むことになるのかもしれない。「個別支援に向けた体制の整備、調査研究」でもよいので、何かそれを意味するものを入れてもらえないか。</li> </ul>
19	第3の柱 中目標 3-(3)	障がいの種類・ 程度に応じた 配慮	<p>(議長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの種類別に書かれているが、その構成には十分注意する必要がある。「その他の読書に困難のある人」はどこに入るのか。もしくは「その他の読書に困難のある人」という項目を追加するのか。</li> <li>・資料については障がいを特定することはできない。たとえば大活字本は、視覚障がい・高齢者のほかに、ディスレクシアなどにも有効であるし、録音図書であれば、すべての障がい者に有効ともいえる。また、外国人でうまく日本語の読み書きができない人には、LLブックが有効。(ただし、在日外国人まで計画の対象と考えるかは微妙)</li> </ul>